概要版

第3期
洲本市地域福祉計画

計画期間
令和3年度～令和8年度

人がつながり　ささえあい　ともにつくる　まちづくり

洲本市

「地域福祉」とは

地域福祉とは、住み慣れた地域の中で一人ひとりがその人らしい生活を送れるよう、市（行政）・社会福祉協議会・事業者・関係機関・市民等が協力して、「暮らしやすい地域づくり」を進める取り組みです。

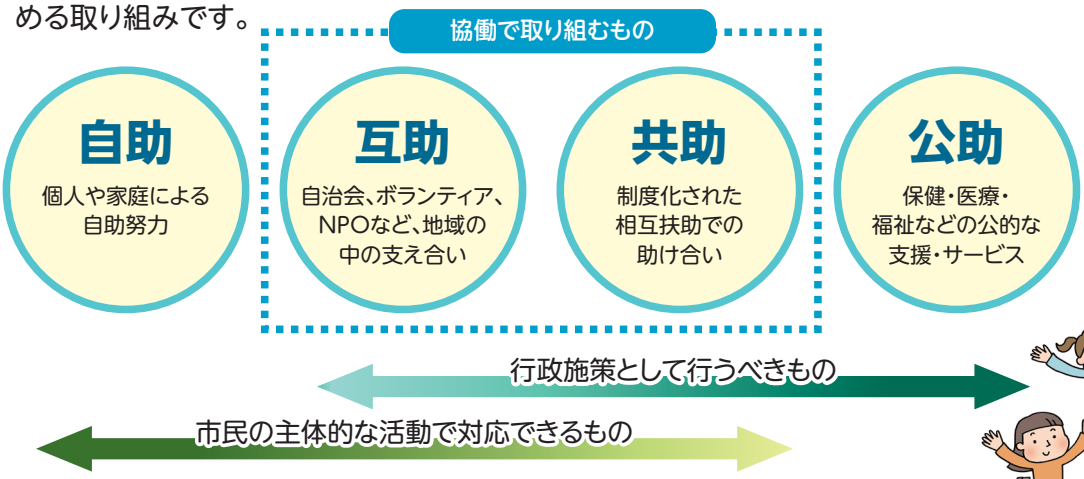

地域福祉をめぐる洲本市の現状

洲本市では0～14歳の年少人口割合の減少が続いているのに対し、65歳以上の老年人口割合は増加を続けています。また、令和12年（2030年）には人口は4万人を下回り、その後も人口減少が継続し、高齢化率は40%程度に上昇することが見込まれており、このような環境変化に対応するための諸施策を展開していく必要があります。

〈洲本市全体〉
総人口 42,973人
高齢化率 35.8%

	平成28年		令和2年
〈0～14歳以上人口〉減少	5,232人		4,528人
〈65歳以上人口〉増加	15,102人		15,379人

地域福祉計画について

地域福祉をめぐる現状等を踏まえ、新たに第3期洲本市地域福祉計画を策定しました。

- **計画の期間**：**令和3年度～令和8年度の6か年です。**
- **計画の位置づけ**：**社会福祉法第107条に基づき市町村が策定する「地域福祉計画」です。「新洲本市総合計画」を上位計画とし、地域福祉を推進するための方向性や理念を定めるものです。**

基本理念

人がつながり ささえあい ともにつくる まちづくり

基本目標	施策の方向と具体的な取り組み
1. 地域福祉活動の活性化	**(1) 地域福祉活動の活性化の促進** ①担い手となる人材の育成／②人材交流の促進 **(2) 地域福祉活動への参画促進** ①交流・ふれあいの場づくりの推進／ ②ボランティア活動の推進 **(3) 地域で支え合う仕組みづくり** ①見守り活動の推進／②情報提供の充実
2. 地域で暮らしていくための支援	**(1) 生活支援の充実** ①生活困窮者の自立に向けた支援／ ②就労支援の充実／③家族への支援 **(2) 健幸づくりの推進** ①健康づくりの推進／②介護予防の推進
3. 総合的な相談体制の確立	**(1) 相談支援体制の充実** ①総合的な福祉相談体制の充実／ ②地域の相談窓口の充実とネットワークの強化 **(2) 包括的支援体制の構築** ①関係機関との連携／ ②地域における連携・協働の推進
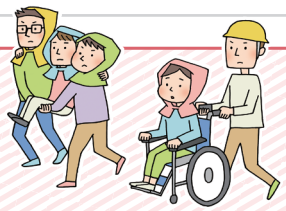 **4. 安心して暮らすことができる環境整備**	**(1) 生活環境の整備** ①バリアフリー化及びユニバーサル社会づくりの推進／ ②移動・交通の利便性の向上 **(2) 安全・安心のまちづくりの推進** ①防犯体制の充実／②災害時等の緊急時の対策／ ③権利擁護体制の充実

計画の推進

計画の推進にあたっては、地域福祉推進の拠点である社会福祉協議会との連携を一層強化し、福祉活動の充実を図ります。

また、地域住民・ボランティア団体・町内会・事業所・関係機関などと協力して、地域で支え合いながら、それぞれが役割を担い、生きがいをもって自分らしく暮らせる「地域共生社会の実現」を目指します。

地域福祉のイメージ

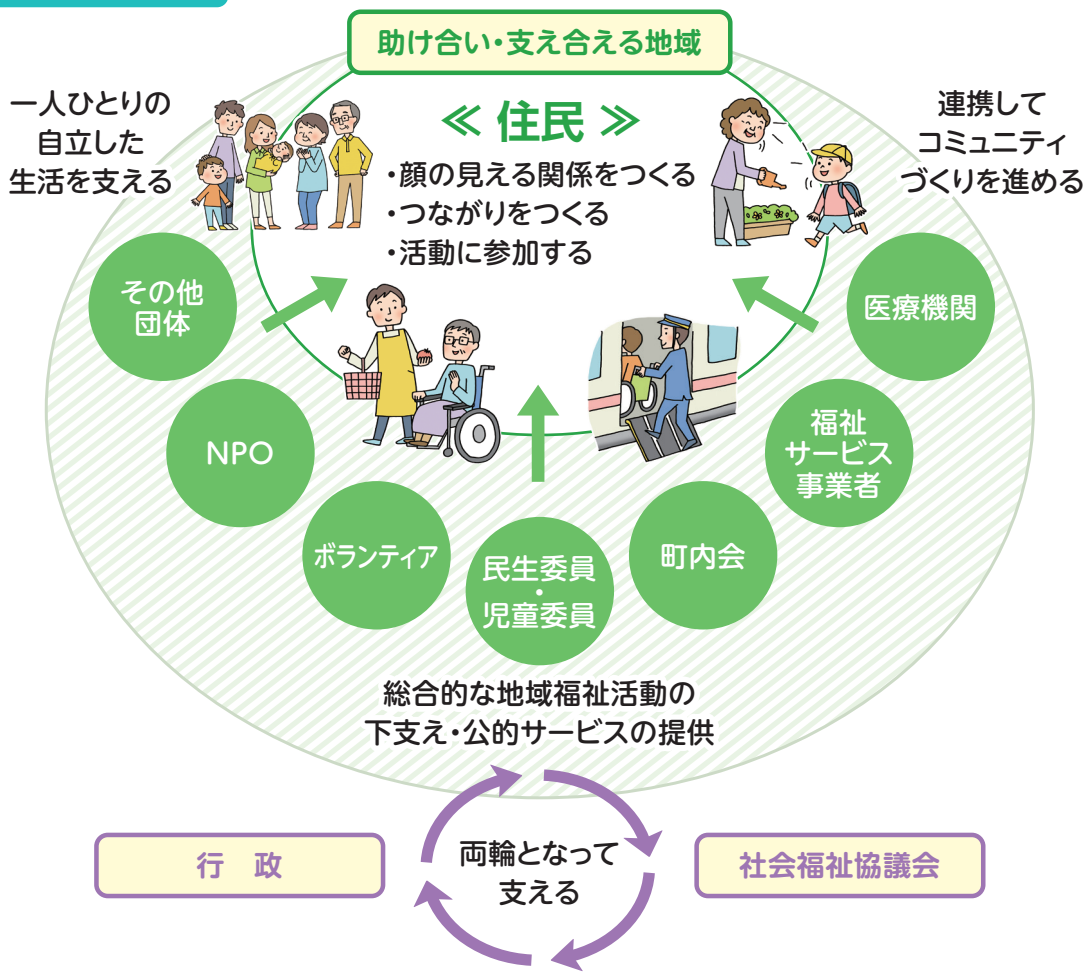

第3期洲本市地域福祉計画

概要版

発行年月：令和3年3月
発行：洲本市 健康福祉部 福祉課
〒656-8686 兵庫県洲本市本町三丁目4番10号
TEL 0799-22-3321（代表）　FAX 0799-22-1690
洲本市ホームページ　https://www.city.sumoto.lg.jp/

QRコード
洲本市公式ホームページ
洲本市地域福祉計画

※この概要版はユニバーサルフォントを使用して編集しています。